

安八町告示第56号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年3月12日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年3月31日

安八町監査委員 清 伸二 

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和2年3月12日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成31年3月15日に支出した、助六、お茶代10,500円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和2年1月28日付 情報公開請求書
4. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
5. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

6. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料  
(タクシ一代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年3月13日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、安八町長に対し、平成31年3月15日に支出した、助六、お茶代10,500円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

## 第4 監査委員の除斥

碓井昭夫監査委員においては、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事する業務に直接の利害関係があることから法第199条の2の規定により本件監査から除斥した。

## 第5 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年3月24日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年3月23日に欠席の連絡があつたため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

## 2 監査の実施

### （1）監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本件請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年3月24日に監査を実施した。

### （2）監査対象課

監査対象課を産業振興課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。



## 第6 事実関係の確認

### 1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成31年3月3日（日）午前10時00分から、第21回安八園遊会（以下「園遊会」という。）が安八百梅園（以下「百梅園」という。）で開催された。
- (2) (1)にいう園遊会の内容は、関係機関や関係団体等から来賓を招いての式典、町特産品、農産物等及び梅苗木の販売、甘味物等、飲食物のバザー、そして梅香の漂う早春の百梅園で見事に咲き誇る梅の花とともに安八町（以下「町」という。）の魅力を発信し町の観光事業の推進に寄与することを目的として行われる、新成人をモデルに迎えてのモデル撮影会（以下「撮影会」という。）であった。
- (3) (2)にいう農産物等の販売では、かねてから交流のある [REDACTED]  
[REDACTED] 8名による海産物の販売が行われていた。
- (4) (2)にいう撮影会は、モデルとしてその年の新成人4名が協力してくれた。
- (5) (2)にいう撮影会にモデルとして協力してくれた新成人4名は着物（振袖）を着用していたことから、町写真協会員2名が撮影会中、4名のモデルに随行して撮影会の補助をしていた。
- (6) 本件請求にいう助六とお茶代10,500円は、園遊会開催に際し(3)、(4)、(5)に提供した昼食に係る代金であった。

## 第7 判断に当たっての関係法令等について

### 1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする旨が規定されている。

## 2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

## 3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

## 第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和2年1月28日付にて、支払年月日が平成31年3月15日の助六、お茶を使用した会に関する「この会の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「この会の目的が達成されたことを証するもの」、「この会の結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について情報公開請求をしたところ、決定期限を過ぎた現在でも公開が決定されず書類の確認が不可能である。」とした上で、「平成30年度支出負担行為決議書兼支出命令書の備考には「3月3日 助六、お茶」、摘要には「助六、お茶（モデル4・指導者2・出店協力者8）」としか記載されておらず、どのような目的の支出であったのか、その目的は達成されたのか、また、その結果がどのように町政に反映されたのか検証されなければならない支出である。」、加えて、「公費を支出する以上はこれらの書類を作成し行事の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならることは言うまでもない。また、本件に関する復命されたものが何も残っていないれば本当に本件の行事に「助六、お茶」を使用したのか、についても疑義が生ずるものとなる。また、余ったお茶についてもどのように扱ったのか不明であり必要以上に余分に配られてしまったのか、関係する職員で分配したのか、疑義が持たれるものである。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシ一代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

普通地方公共団体における公金の支出が必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かについての基準についてだが、平成9年（行ウ）第6号各種損害賠償請求事件 平成11年7月7日松山地方裁判所判決によれば、「普通地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものであるから、具体的な公金の支出が普通地方公共団体の事務処理のためと解することができない場合には、当該

支出が違法というべきである。

また、普通地方公共団体の事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を上げるようしなければならず、経費は当該普通地方公共団体の住民の租税公課によって賄われるものであるから、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出してはならないとされており、事務処理のために必要とされるものであっても、その限度を超える支出については違法と評価され得るものというべきである。

もっとも、普通地方公共団体における公金の支出が事務処理のため必要かつ最小の限度を超えるものであるか否かは、予算執行時における社会経済状態、すなわち、地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし社会通念に基づいて決定されるべきものであって、その判断は第一次的には予算執行権限を有する職員の裁量に委ねられているというべきであり、具体的な当該支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は、社会通念に照らして右目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用してなされたものと認められる場合には違法と評価されるべきであると解される。」とされている。

本件監査では、この判断基準に従って、本件請求にいう助六、お茶に係る公金の支出（以下「本件支出」という。）の違法性若しくは不当性について検討することとした。

百梅園で開催された園遊会の内容等については、第6 事実関係の確認／(2)のとおりであり、助六、お茶の購入に係る公金の支出は、同／(3)、(4)、(5)に提供された昼食によるものであり、安八町第五次総合計画に掲げる、活気と賑わいのあふれるまちづくりの実現のために、園遊会の開催は必要不可欠であったことから、町の魅力を発信し町の観光事業の推進に寄与することを目的として行われた園遊会に付随して支出されたものであることから必ずしも不当とまでは言えない。

そして、本件請求にいう本件支出が、園遊会を開催する時に限り、金額も社会通念上許される範囲内にとどまっていることなどに照らすと、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとまでは認めがたく、支出権限を有する安八町長の裁量の範囲内であるというべきであって、本件支出を違法であると認めるには足りないことから、町に損害を与えるものでないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「本件に関しても、出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」と主張しているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

なし。